参考資料2

## 参考資料

(地方税関係)

## 更正の請求について

- 〇「更正の請求」は、申告に係る税額等が計算誤り等により過大である場合に、納税者が自ら申告内容の是正を 税務当局に請求できる権利。期限内の適正申告を求める申告納税制度の例外。
- 〇通常、納税者が誤りを発見するのは、次の申告期であること等を踏まえ、現行の更正の請求期間は1年間とされている。
- 〇別途、地方団体の長は5年間、職権により減額更正を行うことができる。

## 〇主な更正等の期間制限

区 分		期間制限(通常の場合)	脱税の場合
課税庁	税額等の増 (「増額更正」)	法定申告期限から3年(地方法人課税等については5年)	法定申告期限
による	税額等の減 (「減 額 更 正」)	法定申告期限から5年	から7年
納税者 による	税額等の増 (「修 正 申 告」)	法定申告期限から5年	_
	<u>税額等の減</u> <u>(「更正の請求」)</u>	法定申告期限から1年(後発的事由の場合2月)	

<sup>(</sup>注)申告納付の地方税の場合について記載。

## 地方税法違反に対する刑事罰則の体系(現行)

違反行為		刑 事 罰	参考(行政罰)
①虚偽申告・無申告	過少申告		〇過少申告加算金 (10%、期限内申告税額又は50 万円のいずれか多い金額を超 える部分は15%)
	無申告	○単純無申告罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例:法人事業税]	〇不申告加算金 (15%、50万円超の部分は 20%)
	不正行為による過少・ 無申告・受還付	○逋脱罪(脱税犯) ・5年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の 罰金若しくは科料又は懲役及び罰金を併科[例:法人住民税] ・3年以下の懲役若しくは100万円(情状により脱税額)以下の罰	〇重加算金 (過少35%、不申告40%)
		金又は併科[例:地方たばこ税]	
②特別徴収納入金不納付		○特別徴収納入金不納付罪 ・3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金若しくは科料又は懲役 及び罰金を併科[例:個人住民税]	
③調査・徴収活動の妨害	申告書不提出	〇(単純無申告罪(再掲))	〇(不申告加算金(再掲))
	調書の不提出等	〇虚偽申告罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金 [例:法人住民税]	
	検査拒否等	〇検査忌避罪 ・1年以下の懲役又は20万円以下の罰金[例:法人住民税] ・10万円以下の罰金[例:地方たばこ税]	
	滞納処分妨害	○滞納処分妨害罪 ・3年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は併科 [例:法人住民税]	
④滞納			〇延滞金 (原則14.6%)

<sup>(</sup>注) 罰則の法定刑については、昭和56年に現行の水準まで引き上げられたが、それ以降見直されていない。 ただし、軽油引取税については、平成元年以降、数次にわたり罰則の引き上げ等の見直しが行われている。(直近では平成18年)